

相談支援 Q & A

～相談支援を利用したいときの心配ごと・気になることに回答しています～

Q どこでどのように相談できますか？

A 沖縄市役所 障がい者福祉課窓口
【相談時間】 9:00 ～ 16:45 【方法】 来所相談、電話相談

Q 誰が相談に応じますか？

A 委託相談員が応じます。

Q 委託相談員とは？

A 沖縄市障がい福祉課から相談支援事業の委託を受けた相談員です。障がいを持つご本人やそのご家族が、必要な障害福祉サービスや制度、地域資源などを活用できるように、障害福祉サービスに関することや生活に関することなどさまざまな相談に応じ、ご本人やご家族が安心して生活できるよう情報提供や関係する機関や資源への環境調整をします。

福祉サービスや各種制度の他に、相談者が住み慣れた地域で生活する上で、隣近所の小さな見守りや声掛けなど、そんなふれあいの中で生活は成り立ちます。状況に応じて地域の様々な人や場所がサポートとなる場合もあります。
※イメージ図参照

Q どんな相談ができますか？

A 本人（相談事例）

- ・福祉サービスを利用したい。どのようなものか教えてほしい。
- ・精神科に通院しながら仕事もしているが、なかなか長続きしない。今後の生活が不安なので相談にのってほしい。
- ・病気や障がいがあるが、働きたい。どのような場所がある？
- ・同じ障がいや病気がある方々の話を聞きたい（ピアグループに関する相談）…など

A 家族（相談事例）

- ・身内が脳梗塞で倒れた。今後の生活が心配なので生活費や介護などについて相談したい。
- ・高齢の親と障がいを持つ兄が暮らしている。親に何かあった時や将来のことを考えると不安。
- ・学校や家で困った行動が目立ち、他の子とどこか違う気がする…など

A 関係機関（相談事例）

- ・地域での関りが無い家族が住んでいる。生活面も気になる様子があり、訪問してみたがどのように関わっていくのが良いか悩んでいる。障がい分野の相談員の意思も聞きたい…など

相談支援 Q & A

～相談支援を利用したいときの心配ごと・気になることに回答しています～

Q 誰が相談できますか？

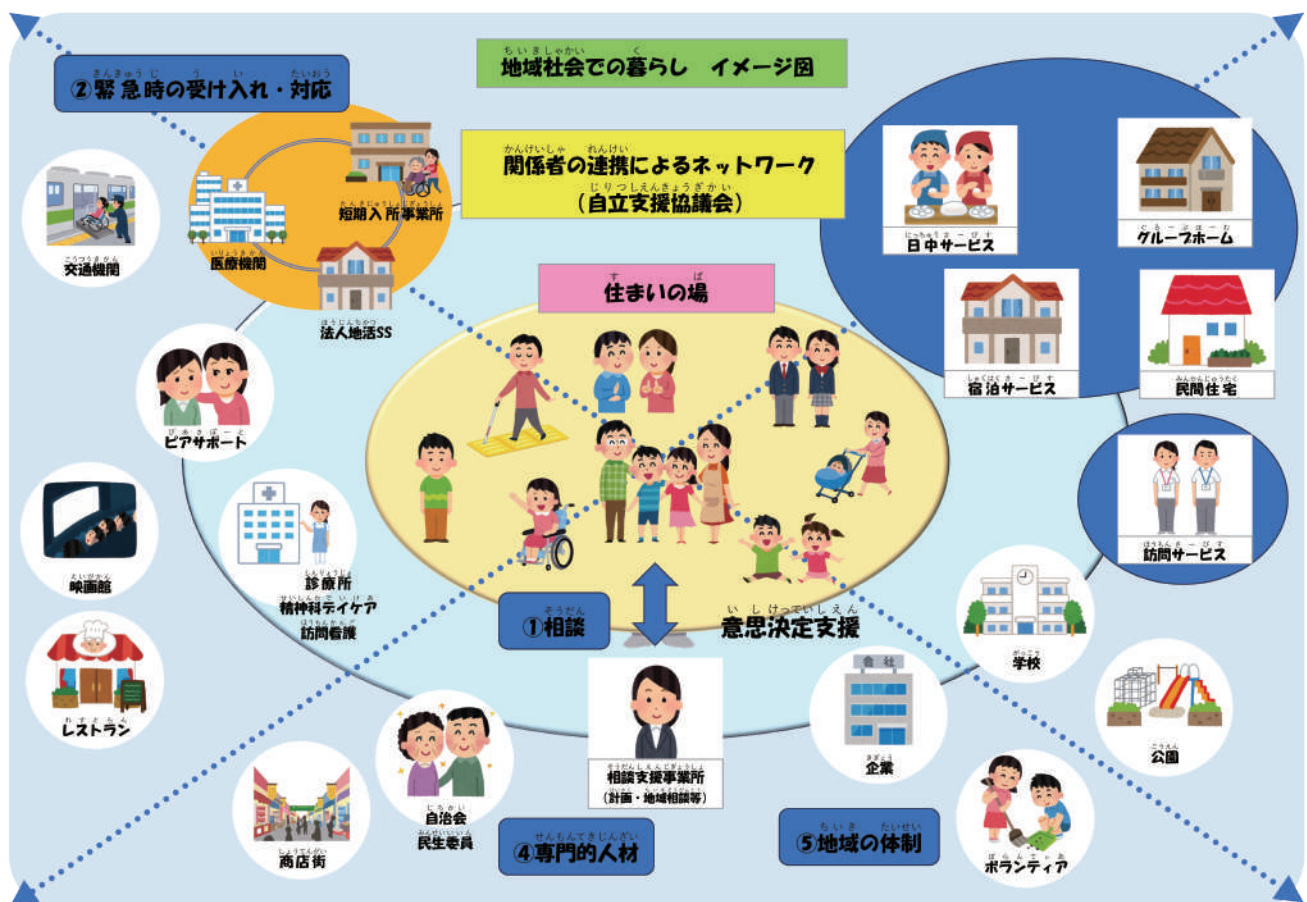
A 沖縄市に居住がある方（ご本人さん）が対象です。相談は、ご本人さん、そのご家族、ご友人、ご本人さんが所属する学校や職場関係者、地域の方など。ご本人さんの受診歴や障がい者手帳の有無は問いません。

Q 相談費用はかかりますか？

A 費用はかかりません。

Q 個人情報は守られますか？

A 個人情報は守られます。個人情報をお伝えしなければならない場合は、なぜ必要なのかを相談者やご本人・ご家族に確認や説明を行い、情報をお伝えします。



相談

相談窓口は、その相談内容により異なりますので、該当する窓口を選ぶ必要がありますが、不明な場合は、障がい福祉課にお問い合わせください。

1. 相談支援事業所（令和7年4月1日現在委託先）

地域の障がい者等の福祉に関する相談に応じて障がい者、障がい児等の保護者または障がい者等の介護を行う方に必要な情報提供および助言を行い、市や障害福祉サービス事業所等との連絡調整、その他便宜を供与します。障がい福祉課内にいずれかの事業所が交代で対応します。

※各事業所への来所相談は、各事業所に、事前に電話予約をお願いいたします。

対象

市内在住の方

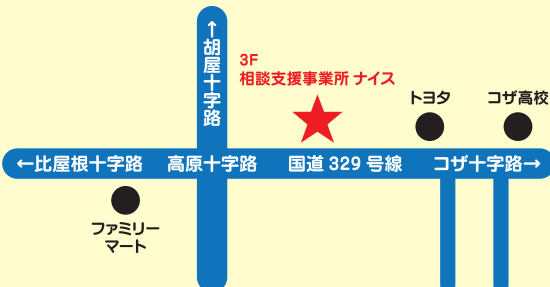
相談時間

平日 午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日、年末年始、慰霊の日除く)

相談支援事業所 ナイス

沖縄市大里 1-11-37 3F

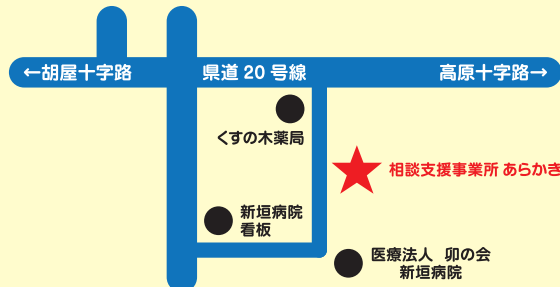
TEL 955-5076



相談支援事業所 あらかき

沖縄市安慶田 4-10-3 4号館1階

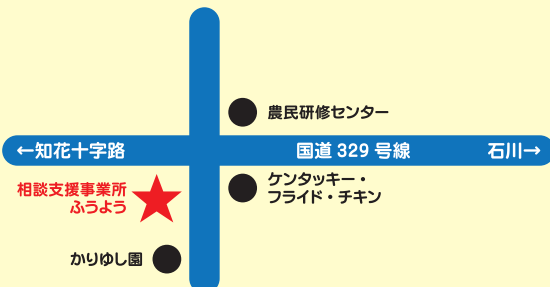
TEL 931-9244



相談支援事業所 ふうよう

沖縄市知花 6-36-2

TEL 938-5443



相談支援事業所 おきなわ

沖縄市高原 7-35-1 沖縄市福祉文化プラザ内 1F

TEL 930-1703



2. 沖縄市障がい者基幹相談支援センター

沖縄市役所内 TEL: 894-6120 FAX: 894-6121

地域の中核的な相談支援機関として研修会や支援会議の開催、委託相談支援事業所や関係機関と連携して、障がいのある方やご家族がスムーズに相談できる体制づくり、自立支援協議会の運営を通して障がいの有無に関係なく誰もが住みやすい福祉文化のまち・沖縄市を目指します。

対象

市内在住の方

相談時間

平日 午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日、年末年始、慰霊の日除く)

3. 障がいを理由とした差別に関する相談

障がい福祉課 管理係 平日午前8時30分～午後5時15分
TEL: 939-1212 内線: 3164・3212
E-mail: skenriyogo@city.okinawa.lg.jp

内容

県や市町村といった行政機関や、会社やお店等の民間事業者から障がいを理由に差別を受けた等、何かお困りなことがあればご相談ください。

対象

沖縄市内在住の方。身体・知的・精神障がい(発達障がい含む)、その他心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により日常生活又は社会生活に継続的に相当な制限を受ける方。

4. 障がい者への虐待に関する相談

沖縄市障がい者虐待防止センター(沖縄市役所 障がい福祉課)

[直通] TEL: 098-939-7894(平日8:30～17:15) [代表] TEL: 098-939-1212 FAX: 098-939-7739
[E-mail] skenriyogo@city.okinawa.lg.jp

対象

身体・知的・精神障がい(発達障がい含む)、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける以下の方。

- ① 沖縄市内在住の方(※18歳未満の方も含みます。)
- ② 沖縄市で障害福祉サービス等の支給決定を受け、障害福祉サービス等事業所を利用している方。
または市内の障害福祉サービス等事業所を利用している方。
- ③ 市内の事業所等で勤務されている方

5. 沖縄市自発的活動支援事業(ピアサポート)

ピアサポーターや、家族会の方が、障がいをお持ちの方や、そのご家族の悩みや困ったことを受け止め、同じ障がいを持つ人のさまざまな悩みを共感できる場を設けることで、地域における障がい者等の生活をサポートします。
※下記相談時間に事前予約してください。(土日祝日、年末年始、慰霊の日除く)

委託先	住所	連絡先	相談時間
ピアサポートセンター つなぎ(当事者団体)	沖縄市住吉 1-14-29 沖縄市社会福祉センター内1階	TEL: 938-3485	月～金曜日 午前10時～午後4時30分
沖縄市精神療養者 家族会おあしすコール (家族会)	沖縄市高原 7-35-1 沖縄市福祉文化プラザ内1階	TEL: 933-2011	火・木曜日 午後1時～5時 土曜日 午後1時～4時 (土曜日は電話のみ) ※相談日が変更になる場合があります 電話して事前確認して下さい。

6. 沖縄市地域型地域包括支援センター

介護保険課 地域支援担当 TEL: 939-1212 内線: 2194・3144

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように支援を行う機関です。高齢者ご本人やそのご家族、地域の方々など、お気軽にご相談ください。お住まいの行政区が分からない場合は、介護保険課・地域支援担当へお問い合わせください。 ※担当自治会名: 行政区名を利用しています。

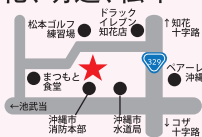
沖縄市地域包括支援センター 北部

(担当自治会) 池原、登川、知花、明道、松本

TEL 098-938-9770

住所: 沖縄市松本 6-2-1
(ちゅうざん病院1階)

受託者: 医療法人 ちゅうざん会



沖縄市地域包括支援センター 東部北

(担当自治会) 古謝、東桃原、大里、海邦町、
泡瀬第一、泡瀬第二、泡瀬第三

TEL 098-937-1100

住所: 沖縄市海邦 1-15-26

受託者: 医療法人 安心会



沖縄市地域包括支援センター 西部北

(担当自治会) 八重島、センター、中の町、胡屋、園田

TEL 098-988-5525

住所：沖縄市胡屋 7-1-28

受託者：社会福祉法人 緑樹会



沖縄市地域包括支援センター 東部南

(担当自治会) 高原、泡瀬、比屋根、与儀

TEL 098-923-0553

住所：沖縄市高原 1-1-38

受託者：特定非営利活動法人 きづき



沖縄市地域包括支援センター 西部南

(担当自治会) 諸見里、久保田、山内、山里、南桃原

TEL 098-982-2020

住所：沖縄市山内 1-3-25 1階

(三愛眼科となり)

受託者：医療法人 タビック



沖縄市地域包括支援センター 中部北

(担当自治会) 美里、東、宮里、吉原、城前、越來

TEL 098-987-8025

住所：沖縄市美里 1-28-11 3階

受託者：社会福祉法人 沖縄にじの会



沖縄市地域包括支援センター 中部南

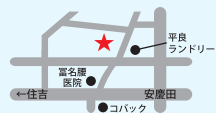
(担当自治会) 嘉間良、住吉、室川、安慶田、照屋

TEL 098-923-0603

住所：沖縄市住吉 1-14-29

(沖縄市社会福祉センター 2 階)

受託者：株式会社 いきがいクリエーション



7. 沖縄市民生委員・児童委員

沖縄市民生委員児童委員協議会事務局 (沖縄市社会福祉協議会内)

TEL : 987-8110

対象

市内在住の方

内容

厚生労働大臣から委嘱を受け、担当区域内的の児童・障がい者・高齢者等の諸問題についての相談を受け、関係機関へつなぐ等の支援を行っています。

8. 生活困窮者自立支援相談

沖縄市就職・生活支援パーソナルサポートセンター

TEL : 923-3624 FAX : 923-3625

対象

市内在住の方

内容

失業等により経済的な問題で生活に困っている、働くことに不安を抱えている、住居を失うおそれがある (または喪失した)、生活や就職の問題を抱えている等の理由で生活困窮に陥っている方々に、就労による自立に向けた相談を行っています。相談窓口では専門の相談員が寄り添いながら、就労相談や他機関との連携による各種制度の活用に向けた支援を行います。

9. 生活保護

保護第一課 保護第1係 TEL : 939-1212 内線 : 2142

対象

市内在住の方

内容

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

(支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。)

10. 成年後見制度利用支援事業

65 歳以上の窓口…各地域型地域包括支援センター (P15 を参照してください。)

65 歳未満の窓口…障がい福祉課 管理係

TEL : 939-1212 内線 : 3164・3212

対象

- 認知症や知的障がい、精神障がい等の理由により判断能力が乏しいため、自己の財産を管理し、または処分するには援助が必要であると認められた方。
- 本人の配偶者および 2 親等以内の親族がいないか、または親族がいても本人の保護を適切に行うことができないと認められた方。
- 本人の福祉を図るため市長による審判請求を行うことが特に必要であると認められた方。

内容

身寄りがいない方等のために、市長が成年後見等の審判請求を行ったり、成年後見人への報酬を助成することで、成年後見制度の利用を支援する事業です。成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由により判断能力が不十分の方が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断がむずかしく不利益をこうむったり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援する制度です。

下記の法律行為の支援が受けられます。

① 財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割協議等、財産に関する契約等についての助言や支援。

② 身上監護

介護、福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退去の手続きや費用の支払いなど、日常生活にかかわってくる契約等の支援。

利用料

申立費用、鑑定費用等については、家庭裁判所の決定により本人に負担していただく場合があります。

- 成年後見人への報酬助成は、一定の要件を満たした方が対象になります。
- 判断能力の状況や生活状況、親族状況を調査検討の上で決定されます。

11. 難病等に関する相談

難病等に関する相談窓口について・・・

沖縄県難病相談支援センター アンビシャス 那覇市牧志 3-24-29 TEL: 951-0567 (<http://www.ambitious.or.jp>)

内容

地域で生活する難病の方の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行うため、難病相談支援センターが設置されています。

主な相談支援活動

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ● 難病情報提供 | 会報誌の無料お届け |
| ● 医療相談 | 無料難病医療相談会 |
| ● 難病相談 | 電話、来所、メール |
| ● 患者会運営支援 | 保健所とも連携 |
| ● 意思伝達装置の貸出し | 無料お試し |
| ● 非常時の電源貸出し | 沖縄県無償貸与事業 |
| ● 就労支援 | 事例紹介、制度の案内、ハローワーク出張相談 |

相談時間

平日 午前 10 時～午後 5 時

難病等の障がい福祉サービスについて… 障がい福祉課 支援係 TEL: 939-1212 内線: 3155

内容

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法において、難病等についても障がい福祉サービスの対象となりました。身体障害者手帳所持の有無に関わらず、必要と認められた障がい福祉サービス等の受給が可能となります。

詳しくは障がい福祉課支援係にお問い合わせください。

※医療費については、P23 を参照してください。